

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和3年度第3四半期

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和3年度大阪市におけるエコロジカル・カーボン・フットプリント算定及び環境評価・分析に関する調査研究業務委託	その他 調査	国立大学法人 大阪大学	1,723,150円	令和3年10月15日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
2	ごみ収集車両運行管理システム ごみ収集時間周知用HP等データ作成等機能追加業務委託	情報処理	Joker Piece(株)	1,144,000円	令和3年10月8日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	—
3	ごみ収集車両運行管理システム ごみ収集委託業者車両用車載器設置及び運用・保守業務委託	情報処理	Joker Piece(株)	2,916,760円	令和3年10月8日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
4	西部環境事業センターほか2か所給湯用温水ボイラ点検業務委託	機械設備等 保守点検	昭和鉄工(株)	1,303,500円	令和3年10月27日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
5	令和3年度 ナッジを活用した新たなエネルギー社会の構築推進検討調査業務委託	その他	三菱UFJリサーチ &コンサルティング(株)	4,653,000円	令和3年11月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
6	令和3年度大阪市一般廃棄物排出実態調査に係る廃棄物のサンプリング及び付帯業務委託	その他	一般社団法人 大阪市一般廃棄物 適正処理協会	1,981,681円	令和3年11月18日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和3年度第3四半期

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
7	環境保全関係業務処理 システムに係るMicrosoft Edge対応、ミドルウェア 及びデータベース更新 業務委託	情報処理	富士通Japan(株)	5,390,000円	令和3年11月2日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
8	令和3年度電力需給調 整力の強化等に向けた V2X普及啓発業務委託	その他	(株)JWAT WAVE	4,346,348円	令和3年12月21日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
9	大阪市大気汚染常時監 視テレメータシステム改 修業務委託	情報処理	富士通Japan(株)	9,053,000円	令和3年12月14日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市におけるエコロジカル・カーボン・フットプリント算定及び環境評価・分析に関する調査研究業務委託

2 契約の相手方

国立大学法人 大阪大学

3 随意契約理由

本市は、2050年までに温室効果ガス排出量・吸収量を均衡させ、実質ゼロとする脱炭素社会の実現をめざしている。そのためには市域における社会・経済活動が環境に与えている負荷を可視化・数値化することにより、地域環境に即したより実効性のある地球温暖化対策を立案する必要がある。

本業務は、社会の持続可能性を測る指標のひとつであるエコロジカル・フットプリント（以下「EF」という。）を用いて、本市における地球温暖化対策の方向性を明らかにするための基礎調査を行うものである。

本業務については、EFの算定と分析、特に生態系サービスの持続的利用という観点からの調査研究を行い、その成果を持続可能社会の形成に向けた環境政策立案に活かすことができる評価・分析を行うものであり、これらの評価・分析を行うノウハウや、地域の脱炭素社会づくりに向けて、大阪府域をはじめとした地域循環共生圏（ローカルSDGs）の形成に関する知見等を有する必要があるため、研究機関への委託により行う。

国立大学法人大阪大学は、脱炭素社会や循環型社会など、持続可能な社会形成を具現化していくための先進的な研究活動を展開しており、関西において唯一、地球循環共生工学という研究領域を有し、地域循環共生圏（ローカルSDGs）をはじめ、気候・生態系・社会の数理プロセスモデルを用いた持続可能社会の実現に向けた研究組織を有している団体である。また、同大学の研究チームは、大阪府域を研究対象フィールドとした地域スケールでの民生業務部門活動の生態系サービス依存度に関する評価・分析を行った実績があり、本業務の実施にかかる生態系サービスの社会・経済的価値と地域循環共生圏の形成に関する知見やノウハウをあわせもつのは、同大学法人のみである。

以上により、当該事業の委託先として求められる条件を満たすのは、国立大学法人大阪大学のみであるため、同大学法人と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課 地球温暖化対策グループ
（電話番号 06-6630-3215）

随意契約理由書

1 案件名称

ごみ収集車両運行管理システム ごみ収集時間周知用 HP 等データ作成等機能追加業務委託

2 契約の相手方

J o k e r P i e c e 株式会社 代表取締役 住田 賢司

3 随意契約理由

令和3年7月1日より普通ごみの午前収集地域の拡大を実施しており、市民には、収集時間帯の目安をお知らせし、協力いただける方には直前にごみ出しをお願いするため、同年7月1日から環境局 HP や「さんあーる」アプリにて、町丁目、番地単位等でごみ種ごとに収集曜日や午前・午後の区分での情報発信を行ってきたところである。

一方、まち美化の観点から、ごみの排出時間と収集時間との差をできるだけ短くすることが政策的な課題となっており、その課題解決のためにも一層の I C T 活用による情報発信機能の強化が求められている。

よって、翌年1月からは、周知する収集時間帯を概ね2時間程度の幅でお知らせできるように、更なる市民サービス向上を図る予定であるが、そのためには案内する収集時間帯のデータベースを作成し、そのデータベースを元に環境局 HP や「さんあーる」アプリ用のデータを作成する必要がある。

このデータベースの作成を確実かつ迅速に実現するため、現在運用している「ごみ収集車両運行管理システム」に蓄積されたデータを活用し、車両ごとの動態を軌跡上から座標データの分布等を抽出して、収集時間帯を割り出す解析を進めるため機能追加業務委託契約を、現在、同システムのサービス提供業務を委託している「JokerPiece 株式会社」と締結してきたところである。

引き続き、上記で追加した機能により抽出したデータの集計結果を元に、環境局 HP や「さんあーる」アプリインポート用のフォーマットを作成し、出力する機能を運行管理システムに追加する必要があるが、同システムは、J o k e r P i e c e 株式会社の持つシステムを本市仕様に数度カスタマイズして現在履行しているものであり、当該事業者は、同システムの詳細及び特性について、熟知していることから、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本業務を履行できる唯一の事業者である。

以上のことから、地方自治法施行令 167 条の2 第1 項第2 号を適用し、J o k e r P i e c e 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2 第1 項第2 号

5 担当部署

環境局事業部事業管理課（電話番号 0 6 - 6 6 3 0 - 3 2 2 1）

随意契約理由書

1 案件名称

ごみ収集車両運行管理システム ごみ収集委託業者車両用車載器設置及び運用・保守業務委託

2 契約の相手方

J o k e r P i e c e 株式会社 代表取締役 住田 賢司

3 随意契約理由

令和3年7月1日から普通ごみの午前収集地域の拡大を実施しており、市民には、収集時間帯の目安をお知らせし、協力いただける方には直前にごみ出しをお願いするため、同年7月1日から環境局HPや「さんあーる」アプリにて、町丁目、番地単位等でごみ種ごとに収集曜日や午前・午後の区分での情報発信を行ってきているところである。

令和4年1月から、更なる市民サービスの向上を図るため、ごみ収集時間帯を概ね2時間程度の幅でお知らせする予定であるが、現在、ごみ収集業務については、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類において、一部業務委託を行っており、市内全地域における収集時間帯の周知を行うためには、当該業務委託を行っている地域についても、直営で収集業務を行っている地域と同様に、町丁目、番地単位で収集時間帯のデータベースを作成する必要がある。

このため、収集業務委託業者用の車両においても、直営車両と同様、「ごみ収集車両運行管理システム」を活用した管理を行い、車両運行軌跡上の座標データを抽出して、収集時間帯を解析して割り出すための情報収集手段のツールとして委託業者車両用車載器を設置する必要があるが、同車載器を含む当該システムは、J o k e r P i e c e 株式会社の持つシステムを本市仕様に数度カスタマイズして現在履行しているものであり、当該事業者は、同システムの詳細及び特性について、熟知していることから、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本業務を履行できる唯一の事業者である。

以上のことから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号を適用し、J o k e r P i e c e 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部事業管理課（電話番号06-6630-3221）

随意契約理由書

1 案件名称

西部環境事業センターほか2か所 給湯用温水ボイラ点検業務委託

2 契約相手方

昭和鉄工(株)

3 随意契約理由

当該点検業務の給湯用温水ボイラは、昭和鉄工(株)が独自の技術により設計・製造したものであり、今回の点検業務については、製造者独自の技術による温水ボイラ構造、使用部品等に加えメーカー封印箇所部の点検を行う必要があり、温水ボイラの特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、当該機器を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性がある。

上記により、点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して一貫して責任を持たせることができるのは、製造者である昭和鉄工(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課 （電話番号 06-6630-3376）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度ナッジを活用した新たなエネルギー社会の構築推進検討調査業務委託

2 契約の相手方

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪

3 随意契約理由

大阪市では、大阪府とともに令和3年度から令和12年度までに大阪府・市が一体となって実施すべきエネルギー関連の取組の方向性を提示するものとして、「おおさかスマートエネルギープラン」（新プラン）を令和3年3月にとりまとめた。新プランにおける取組の方向性として、新たにナッジなどの行動科学の知見を活用し、家庭や事業者にとってメリットのある情報提供や社会規範形成により、市民や事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの転換をめざすこととしている。

本業務では、環境・エネルギー分野における、これまでの補助金等による経済インセンティブ、法令等による規制措置に加わる第3の政策手法としてナッジに着目し、ナッジを活用したエネルギー施策を調査、検討を行うとともに、本市の特性を踏まえた事業提案により、新プランの対策の柱でもある「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー効率の向上」を一層加速化させることを目的とする。

ナッジの活用については、文化や習慣等により地域間で効果に差異があり、また、ある条件で効果の見られた知見が、別の条件で同様の効果を発揮するとは限らないなど、市域での対象とする範囲や効果検証手法など、検討調査を行うにあたって相当高度な技術や知見と、前例にとられない新たな仕組みづくりを行うための柔軟な発想力が求められる。また、ナッジにかかる事業提案に向けた方策検討体制を構築するためには、様々な関係者との調整が必要となる。

そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用した。

大阪市ホームページ上にて企画提案を募集、9月10日に外部の有識者による「事業者選定会議」を開催し、申請のあった3者について審査を行い、上記事業者が優れた提案者であるとして選定された。その結果を受けて、本事業の契約相手先として上記事業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課エネルギー政策グループ
(電話番号 06-6630-3442)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 大阪市事業系一般廃棄物排出実態調査に係る廃棄物のサンプリング及び付帯業務委託

2 契約相手方

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会

3 随意契約理由

本業務は、本市が実施する「事業系一般廃棄物排出実態調査」（以下、調査業務という。）に関連して、調査対象事業所から排出される一般廃棄物の排出状況の確認やサンプリング及び調査後の廃棄物の運搬業務など調査業務に付帯する業務である。

本業務については、ごみの収集運搬を行う一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という）を通じて、調査対象事業所の一般廃棄物の排出量、収集時間帯、排出場所、排出方法の確認及び、調査対象事業所への協力依頼、サンプリングの日程調整などの業務については、許可業者と日頃から意思疎通を密に行っている一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会（以下、「協会」という）のみが、円滑に業務することができる。

以上の理由により、協会へ特名随意契約により委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 一般廃棄物指導課（電話番号 06-6630-3271）

随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システムに係る Microsoft Edge 対応、
ミドルウェア及びデータベース更新業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本システムは富士通エフ・アイ・ピー株式会社のパッケージソフトがベースとなっており、本システムのカスタマイズについても、当該パッケージソフト開発業者である富士通エフ・アイ・ピー株式会社が行った。

一方、令和 2 年 10 月 1 日、株式会社富士通マーケティングが、グループ会社である富士通エフ・アイ・ピー株式会社を統合し、新たに富士通 Japan 株式会社と社名変更を行ったところである。

本業務は、当該システムにおけるミドルウェア (SpringFramework5.2) のサポート期限が令和 3 年 12 月 31 日に終了することに伴うバージョンアップ作業、データベース (PostgreSQL10) のサポート期限が令和 4 年 11 月 10 日に終了することに伴うバージョンアップ作業及び Windows10 における Internet Explorer のサポートが令和 4 年 6 月 16 日 (日本時間) に終了することに伴う当該システムの Microsoft Edge への切替え作業を実施するものであり、その実施にあたっては、本システムのプログラム構造を熟知し、プログラム製作から一貫した責任と性能についての保証を持つ必要があることから、事業承継を行った富士通 Japan 株式会社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 (環境規制)
(電話番号 06-6615-7923)

随意契約理由書

1 案件名称

令和３年度電力需給調整力の強化等に向けたV2X普及啓発業務委託

2 契約の相手方

株式会社 JWAT WAVE

3 随意契約理由

本市では、大阪府とともに、令和３年度から令和12年度までに府市が一体となって実施すべきエネルギー関連の取組の方向性を提示するものとして、新たに「おおさかスマートエネルギープラン」を令和３年３月にとりまとめた。

新プランの対策の柱として、「電力需給調整力とレジリエンスの強化」等を掲げ、取組みの方向性として、電力需給調整力として蓄電池を有する電気自動車等から充放電することや、災害停電時の電源の確保につながるよう電気自動車等から放電することができるV2Xを普及促進する取組みを推進することとしている。

本業務は、電力需給調整力とレジリエンス強化を目指し、市民、事業者へV2Xを効果的に普及促進するため、区役所において、効果の見える化や表示デザインなど普及啓発を意識したV2Xモデル事例を検討、構築し、実証の成果を活用した効果的な普及啓発方策の検討及び啓発媒体の作成を求めるものである。

本業務の遂行にあたり、普及啓発においては、事業者が持つV2Xに関する高度な知見とモデル事例の実証の成果や関連業界団体等とのネットワークを活かし、効果的な普及啓発方法を検討することが求められる。また、普及啓発型V2Xモデルの構築、実証においては、効果の見える化の方法や、電力需給状況に連動した制御等の検討、効果計測方法の立案に際して、電気工学やV2Xの相当高度な知見が求められる。さらに、電気自動車の機動力を活かした災害停電時のV2Xの活用方法の提案には、高度な技術や知見に加えて、柔軟な発想力も求められる。

これらのことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号で定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用した。

大阪市ホームページ上にて企画提案を募集、11月２日に外部の有識者による「令和３年度電力需給調整力の強化等に向けたV2X普及啓発業務委託にかかる公募型プロポーザル方式による事業者選定会議」を開催し、申請のあった２者について審査を行い、上記事業者が優れた提案者であるとして選定された。その結果を受けて、本事業の契約相手先として上記事業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課エネルギー政策グループ（電話番号 06-6630-3483）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市大気汚染常時監視テレメータシステム改修業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社（旧富士通株式会社 関西支社）

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市大気汚染常時監視テレメータシステム（以下、「本市システム」という。）が大阪府大気環境常時監視テレメータシステムとデータを送受信できるようにデータインタフェース改修を行うものである。

本市システムは、主に富士通 Japan 株式会社製のハードウェア及びソフトウェアで構成されており、上記会社が導入、設定し、運用保守作業を行ってきた。なお、令和3年4月1日付で富士通株式会社関西支社より上記会社へ本市システムの情報を含む関連事業の承継が行われている。

本業務の実施に当たっては、上記ハードウェア及びソフトウェアに関連する特殊技術を有した技術者を確保するとともに、導入当初からの設計に基づく改修を行うために必要な技術を保有している必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他者に本業務を履行させることは極めて困難であり、かつ、改修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

したがって、本業務委託は上記会社に随意契約方依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06-6615-7981）